

沖縄県労働基準協会だより



主な内容

- 令和5年度講師連絡会議(沖縄本島地区)を開催
- 那覇支部通信(株式会社大生通信「無災害記録証『金賞!』受賞!」)
- 『金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習』の新設について
- 協会からのお知らせ(通常総会6/11、会費納入について、各地区安全管理推進大会)
- 沖縄労働局から
 - ① 沖縄労働局人事異動(労働基準関係)
 - ② 着任ごあいさつ
 - ③ 春の連続休暇には、ココロとカラダ、リフレッシュ。
 - ④ 転倒災害(業務中の転倒による重傷)に注意しましょう
 - ⑤ いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか?(ケミガイド)
 - ⑥ 皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性の保護具の使用」が義務化されます
 - ⑦ 令和6年労働災害・死亡災害発生状況(3月末累計、コロナリ患分を除く)
- 講習会のご案内(令和6年6月分)
- 新規加入事業場のご紹介(令和6年3月16日~4月15日)



ユリまつり

伊江島恒例のゆり祭りが、毎年5月に開催されます。広い海が見渡せる高台に数万本の様々な品種のユリが島外からの観光客を楽しませてくれます。(撮影地 伊江島 撮影者・写真提供:与儀 栄太郎氏)

発行所/一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話: 098-868-2826
FAX: 098-869-1714

発行人/会長 島袋 清人
定 価/1部 50円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

沖縄労働局人事異動(労働基準関係)

令和 6 年 4 月 1 日付

新官職	氏名	旧官職
沖縄労働局		
沖縄労働局長	柴田 栄二郎	厚生労働省職業安定局 雇用政策課 労働移動支援室長
◆ 総務部		
総務課		
総務課長	新井 裕規	厚生労働省労働基準局 総務課 予算係長
労働保険徴収室		
労働保険徴収室長	三上 裕央	総務部 総務課長補佐
◆ 雇用環境・均等室		
雇用環境・均等室長	半田 将司	埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課長補佐
室長補佐(指導担当)	綿島 朝美	那覇労働基準監督署 労災課長
◆ 労働基準部		
労働基準部長	岡崎 暁	厚生労働省政策統括官付 政策立案・評価担当参事 官室長補佐
監督課		
監督課長	小池 雅弘	労働基準部 賃金室長
賃金室		
賃金室長	崎原 恵利子	労働基準部 労災補償課 地方労災補償監察官
室長補佐	喜友名 智美	労働基準部 労災補償課 地方労災医療監察官
健康安全課		
課長補佐	平良 喜作	労働基準部 監督課長
労災補償課		
労災管理調整官	安慶名 秀樹	那覇労働基準監督署長
労働者災害補償 保険審査官	宜間 弘史	労働基準部 賃金室長補佐
地方労災補償 監察官	西銘 英人	那覇労働基準監督署 業務課長
地方労災医療 監察官	比嘉 信和	沖縄労働基準監督署長

転出		
新官職	氏名	旧官職
こども家庭庁 成育局成育環境課 児童手当管理室長	西川 昌登	沖縄労働局長
福岡労働局 雇用環境・均等部長	新納 広子	雇用環境・均等室長

新官職	氏名	旧官職
那覇労働基準監督署		
那覇労働基準監督署長	南 隆功	総務部 労働保険徴収室長
業務課長	屋嘉比 アンナ	労働基準部 監督課 監督係長
第一方面主任監督官	児玉 明紀	総務部 労働保険徴収室 労働保険適用指導官
第二方面主任監督官	浅利 菜里乃	那覇労働基準監督署 労災課 補償主任
第三方面主任監督官	大城 悠葵	名護労働基準監督署 監督・安衛課長
安全衛生課長	佐喜真 芳弘	沖縄労働基準監督署 安全衛生課長
労災課長	大城 勇	沖縄労働基準監督署 労災課長

沖縄労働基準監督署		
沖縄労働基準監督署長	比嘉 健三	総務部 労働保険徴収室長
安全衛生課長	松橋 直樹	労働基準部 監督課 監督係長
労災課長	古川 貴和子	総務部 労働保険徴収室 労働保険適用指導官

名護労働基準監督署		
監督・安衛課長	酒井 悠太	労働基準部 健康安全課 安全衛生主任

宮古労働基準監督署		
監督課長	大宜見 拓矢	宮古労働基準監督署 労災・安衛課長
労災・安衛課長	酒井 葉子	那覇労働基準監督署 労災課 補償主任

八重山労働基準監督署		
労災課長	金城 誠也	那覇労働基準監督署 労災課 労災保険給付調査官

出向		
新官職	氏名	旧官職
独立行政法人労働者 健康安全機構 沖縄産業保健総合支援 センター副所長	大村 達治	労働基準部 健康安全課 地方労働衛生専門官

退職		
	氏名	旧官職
辞職(3月31日付)	比嘉 豊	労働基準部 健康安全課長補佐
辞職(3月31日付)	長嶺 進	労働基準部 労災補償課 労働者災害補償保険審査官
辞職(3月31日付)	平得 敦司	労働基準部 労災補償課 労災管理調整官

着任のごあいさつ



沖縄労働局長

柴田 栄二郎



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃から労働行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和6年4月1日付で沖縄労働局長を拝命いたしました柴田栄二郎（しばたえいじろう）と申します。前職は厚生労働省職業安定局雇用政策課労働移動支援室におきまして、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対する雇用維持支援策として、在籍型出向による支援のための産業雇用安定助成金や、新型コロナ後の三位一体の労働市場改革における労働移動の円滑化のための労働移動支援助成金の制度改正など、主に職業安定行政に携わってまいりました。そのため、労働基準行政の経験はないため、貴協会並びに会員の皆様方からのご指導を賜りながら、全力で取り組む所存でございますので、よろしくお願いいたします。

さて、県内の雇用情勢は、国内外からの入域観光客数の増加とともに、改善傾向が続いており、令和5年の有効求人倍率は1.16倍となりました。また、正社員有効求人倍率も令和5年には過去最高の0.72倍となり、人手不足を背景として雇用形態を見直すなど人材確保の動きが高まっています。

一方で、「時間外労働の上限規制」の適用が猶予されておりました「自動車運転者」、「建設業」、「医師」、「製糖業」につきまして、本年4月1日より適用されました。今後、少子高齢化の進展に伴い、さらに人材不足の深刻化が見込まれます。多様な人材の活用、生産性の向上も含めた働き方改革、賃上げなどの処遇改善など、なお一層の取組が求められます。沖縄労働局では、生産性向上等に関する助成金の活用により、安定した雇用に繋げていただけるよう各種支援策の情報発信に力を注いでいきたいと考えております。

労働災害(休業4日以上)の死傷者は、平成11年以降増加傾向を示し、令和5年1,436人(速報値)と、統計開始(昭和47年)以来、最多の被災者数となりました。また、働く世代の定期健康診断結果の有所見率は、令和4年72.1%と全国最下位が続いております。「安全・健康に働くことができる県民職場の実現」を目指し、転倒事故等の防止、「うちな一健康経営宣言」の登録拡大等を重点事項として取り組んでまいります。事業主におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

沖縄県での勤務は初めてとなります。琉球の歴史や文化、美しい自然、多くのうちな一んちゅの肝心（ちむぐくる）に触れ、沖縄での生活を満喫したいと思います。

最後に、貴協会並びに会員の皆様のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

労働基準部長
岡崎 暁



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで沖縄労働局労働基準部長を拝命いたしました岡崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私は、平成18年に労働基準監督官に任官し、大阪労働局勤務を振り出しに、厚生労働省大臣官房人事課、労働基準局監督課、山形労働局、厚労省労働基準局労働関係係課、職業安定局需給調整事業課、秋田労働局監督課長、茨城労働局監督課長、厚労省雇用環境・均等局勤労者生活課、政策統括官(総合政策担当)など、幅広い行政分野で勤務してまいりました。

沖縄には十数年前にプライベートで旅行に来て以来になります。一日でも早く沖縄の皆様を受け入れていただけるよう、仕事に精進しつつ、沖縄の歴史や文化を勉強したいと思っております。

さて、現下の労働基準行政の課題といたしまして、賃金引上げに関しては、生産性の底上げや、取引関係の適正化など、中小企業・小規模事業者の皆様が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが不可欠です。そのために、業務改善助成金等の利用を促進するなど、事業者の皆様への支援を行ってまいります。

また、この4月から、時間外労働の上限規制が、建設業、砂糖製造業で働く方と、自動車運転者、医師として働く方に適用されます。時間外労働の上限規制の遵守による長時間労働の抑制に向けた取組を確実に行っていただけるよう、事業者の皆様へ寄り添った相談・支援を推進してまいります。

さらに、沖縄労働局第14次労働災害防止計画の目標達成に向けて、高所からの墜落・転落災害、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害、働く方の作業行動に起因する転倒災害・腰痛症等の防止対策を中心とした取組を推進してまいります。また、「うちなー健康経営宣言」にぜひご登録いただき、健康確保対策の実践を目指していただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会並びに会員の皆様のご益々のご発展とご健康を祈念申し上げます、着任のご挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

雇用環境・均等室長
半田 将司



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日ごろから労働行政への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで沖縄労働局雇用環境・均等室長を拝命いたしました半田将司(はんだしょうじ)と申します。よろしくお願ひいたします。

入省は平成13年度でございまして、最初は山口労働局雇用環境・均等室で初の男性職員として勤務いたしました。その後厚生労働本省にて12年間、国会の窓口業務や保育所の補助金業務、予算要求等の業務を経験いたしました。その後内閣府に3年間出向いたしました。男女共同参画基本計画の策定等の業務に携わりました。内閣府の後は埼玉労働局雇用環境・均等室で6年間、両立支援等助成金や業務改善助成金、局全体の企画調整、男女雇用機会均等法等の業務を担当して参りました。

雇用環境・均等室におきましては、賃上げの一環でもあります同一労働同一賃金の推進やハラスメント防止対策、男女の賃金差異の公表や今後施行されますフリーランス新法の周知啓発等、重要な施策を担当しております。貴協会の御協力も賜りながら業務を全力で進めてまいりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、沖縄での勤務は今回初めてとなります。プライベートでは海沿いのコースでゴルフが出来るのを楽しみにしております。また車の運転も大好きですので、景色のいいところをいろいろドライブ出来たらと思っております。

最後に、貴協会並びに会員の皆様方の御発展と御健勝を祈念いたしまして着任の御挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

監督課長
小池 雅弘



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては益々のご清祥のことと御慶び申し上げます。

平素より労働行政、とりわけ労働基準行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで沖縄労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました小池と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

前任は賃金室長ですが、初めて沖縄に来たのが1995年(平成7年)で、その後数年間県外勤務がありましたが、それ以外は、労働局と那覇、沖縄、名護、宮古、八重山の各労働基準監督署に勤務させていただきました。気が付けば足掛け30年目になり、がっちり沖縄仕様になりました。寒冷地出身ですが、沖縄の冬は寒いと感じます



し、「〇〇しましょーねー」とか「だからよー」など違和感なく日常的に使っております。使いすぎて県外でもつい使ってしまう・・・。

話題を変えまして所管業務についてです。2019年4月1日から順次施行されてきました働き方改革関連法のうち、時間外労働の上限規制について、適用が猶予されていた建設業、タクシー、バス、トラックなどの自動車運転者、医師、砂糖製造業にも本年4月1日から適用されました。

今般時間外労働の上限規制が適用された事業場の中には、取引慣行等個々の事業場の努力だけでは見直すことができない事情から、長時間労働となってしまうという事業場もあるところです。引き続き労働時間等に関する説明会等を開催するなど支援を行ってまいります。会員の皆様方におかれましても、説明会のご参加や引き続き各労働基準監督署に設置しております「労働時間相談・支援コーナー」をお気軽にご活用くださいますようお願い申し上げます。

今後も貴協会並びに会員の皆様にご理解とご協力を賜りながら、沖縄県内の事業者、労働者がともに安心して働ける労働条件や環境の確保にお役に立てますよう尽力してまいります。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

賃金室長

崎原 恵利子



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと御慶び申し上げます。

平素より労働基準行政への格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで沖縄労働局労働基準部賃金室長を拝命いたしました崎原と申します。生まれは宮古島市、育ちは豊見城市でございます。ここ数年、宮古島で釣りをする機会が幾度かあり、青く澄んだ海に改めて魅了されながら、釣った魚を美味しくいただいております。

職歴は、平成4年に当時の労働省に入省して以降、会計、人事、労災課、労働保険徴収室などを経て、前職は沖縄労働局労災補償課にて労災補償監察官を務めておりました。労働基準行政における課題は様々ですが、沖縄労働局の一員として微力ながら、皆様のお役に立てるよう日々努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年10月8日に発効しました沖縄県最低賃金は一昨年の上昇幅33円を上回り、43円アップの896円となりました。

最低賃金制度は労働者の生活の安定を保障するセーフティーネットであり、当室をはじめ、各労働基準監督署等に おきまして、定められた最低賃金額を労働者、使用者に引き続き遵守していただくよう周知、指導してまいります。

使用者におかれましては、適用される最低賃金額を御確認の上、事業場内の見やすい場所にリーフレット等を掲示するなどにより、労働者へ周知していただきますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、ホームページに賃金引き上げに向けた取組事例の紹介、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能、賃金引き上げに向けた政府の支援策を紹介する特設ページが開設されております。物価高など厳しい状況は続いておりますが、雇用の質の改善と生産性の向上、優秀な人材の確保定着のためにも「賃金引き上げ特設ページ」をぜひ活用いただき、賃上げに取り組んでくださいますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様方の益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



那覇労働基準監督署

署長

南 隆功



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては労働基準行政への格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで那覇労働基準監督署長に着任いたしました南と申します。昨年度まで沖縄労働局総務部等で勤務しており、7年ぶりに労働基準行政に携わることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

趣味として、若いころはスキューバダイビングをやっておりましたが、最近は、年齢相応にやんばる（沖縄本島北部）で沢登りや低山歩きなど自然との触れ合いを楽しんでいます。

さて、県内においては、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、観光関連産業を中心に状況が好転しておりますが、物価上昇が雇用や労働条件に与える影響が心配されます。

社会情勢は、常に変化しており、国民のニーズをしっかりと捉え行政運営を推進することが必要であると感じています。

今年度、当署におきましては、改正労働基準法に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の推進、労働災害が増加している建設業や商業等に対する災害防止の推進、中小企業に対する賃金引上げに向けた環境整備等の支援を行います。

これらの取り組みについては、皆様の理解や協力なしには実現することはできません。

途中には、山も谷もあるかと思いますが、連携しながら一歩一歩山頂（目標）を目指したいと思っております。

労働時間の改善、安心・安全に働ける環境の確保、賃金引上げ等の効果により人手が確保され、労働者の生活の向上や企業の発展への好循環に繋がることを希望して

います。

最後になりますが、貴協会並びに各会員の皆様の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



沖縄監督署長

署長
比嘉 健三



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に多大なご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで沖縄労働基準監督署長を拝命いたしました比嘉と申します。

沖縄労働基準監督署は、15年ぶりの勤務となります。

さて、沖縄県の労災保険適用事業場の増加率は、全国と比較し顕著な伸びが見られるところですが、その中でも、沖縄署管内の適用事業場及び適用労働者の増加率は他署管轄に比べても著しい増加が見られ、今後の発展がますます期待される所です。

そのような中で、昨年、県内での死亡災害6件中、5件が当署管内で発生しました。

原因としては、「高い位置からは人・物は落ちる」「機械は無理すれば壊れる」との基本的事項の不徹底と思われまふ。事業主、安全衛生担当の皆様におかれましては、基本的事項の確認を呼びかけ、ともに働く仲間命を助けていただくようお願い申し上げます。目指すべき目標は多くありますが、初心に立ち返り、死亡災害ゼロを目指して労働災害防止団体、発注機関と連携して、災害防止活動に尽力していきたいと思っています。

次に働き方改革の一環として本年度から特例猶予業種、業務においても残業時間の上限が適用されます。自動車運転業務や建設業においても残業時間の上限が適用されることから、仕事を急いだ結果の災害や過労死等発生することがないように十分にゆとりをもった配達計画及び工事計画をお願いいたします。

さらに、どの業界においても現在、人手不足が叫ばれています。人材確保との企業の生き残りとの観点からも賃上げに向けた取組は、必要不可欠ものとなっております。沖縄労働局としても関係省庁と連携した支援を行っておりますので、これら支援策の活用をお願い申し上げます。

上記以外にも労働条件の確保、労災保険の迅速給付等当署における行政課題は山積していますが、事業主、労働者が必要な情報を必要な時に得られるように的確な発信、提供を職員に呼びかけ取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

総務課長
新井 裕規



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から沖縄労働局の行政運営に対し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、4月1日付けで、沖縄労働局総務部総務課長を拝命いたしました新井と申します。

3月までは厚生労働省本省で勤務しており、初めての地方赴任となります。本省では、労働基準局補償課で労災認定実務に3年間携わり、石綿関連疾病に係る本省協議事案の対応や「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」の10年ぶりの立ち上げなどを行いました。その後、新型コロナウイルス感染症が流行の兆しを見せる中で、予算関連業務に従事する部署に異動することとなり、同局労災管理課予算係で2年、同局総務課予算係で2年を経て、今に至ります。労災管理課では、コロナ禍における労働保険特別会計労災勘定に係る予算全体の運営管理に陣頭指揮を執ったほか、総務課では最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援の促進を図るための「業務改善助成金」の補正予算獲得のための財務省との折衝窓口として尽力してまいりました。

こうした経験を沖縄労働局の行政運営に還元してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、目下の労働行政を取り巻く状況ですが、働き方改革関連法が本年4月をもって完全施行されたほか、コロナ禍を経て、テレワークなどの在宅勤務やオンライン会議が当たり前になるなど労働者の皆様の働き方が大きく変わり、また、フリーランス・事業者間取引適正化等法の成立、賃金は政府として2030年代半ばまでに最低賃金の全国加重平均で1,500円を目指すことを新たな目標とするなど、労働行政の各分野が非常に注目の高いものとなっております。

特に、時間外労働の上限規制の施行については、自動車運転業務、建設業、医師はもとより、沖縄県独自の課題として砂糖製造業があります。本省では予算面での支援を行ってまいりましたが、こうして現場に携わる機会を頂きましたので、総務課長として、しっかりと現場を支える役割を果たしてまいります。

最後になりますが、労働者の皆様安全で安心して働ける職場作りを支援いただいている貴協会の皆様感謝申し上げますとともに、引き続きの御協力をお願いと貴協会並びに会員の皆様方の益々の御発展と御健勝を記念申し上げます。着任の御挨拶とさせていただきます。



沖縄労働局

労働保険徴収室長
三上 裕央



一般社団法人沖縄県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働保険制度に格別のご協力をお賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで、労働保険徴収室長を拝命しました三上と申します。

私は、平成元年に神奈川県労働基準局で採用後、労働基準監督署での労災業務を中心に勤務した後、沖縄での勤務を希望し、平成22年沖縄労働局に赴任してまいりました。那覇労働基準監督署、沖縄労働基準監督署、労働局労災補償課などで勤務し、直近は総務課に2年在籍しておりました。沖縄での生活も15年を超えましたが、沖縄の風土がますます好きになってきているところです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットとしての労災保険給付や雇用保険給付であるとともに、労働行政における各種施策を推進する財政基盤となる重要なものであります。

現状をみると、労働保険の適用事業数は近年増加傾向にあり、労働保険料の収納率は高水準を維持しています

が、一方で、依然として未手続事業や収納未済歳入額も存在しており、未手続事業の解消及び収納未済歳入額の縮減が重要となっており、これらの課題解消に向けて職員一同真摯に取り組んでまいります。

また、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)においては、オンライン利用率を大胆に引き上げる取り組みを着実に推進することとされており、労働保険制度における適用徴収業務に関しても、電子申請の普及が急務となっておりますので、各種申請につきまして、電子申請で実施していただきますようお願い申し上げます。

なお、現在那覇第二合同庁舎においては3号館の建設が進められており、この工事により来庁者用駐車場が大幅に減少しており、皆様には大変ご迷惑をおかけしております。特に来庁者が大幅に増える労働保険の年度更新(7月10日期限)においては、別会場での集合受付を予定してはいますが、混雑を避けるため、電子申請、郵送又は金融機関での同時納付をご検討いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

春の連続休暇には、ココロとカラダ、リフレッシュ。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善がスタートサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることが出来る制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1) 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者	例2) 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者
5日	15日
5日	5日

事業主が前年度に付与できる 労働者の自由に活用できる 事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に活用できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を除いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を決定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

◎株式会社と〇〇労働組合とは、協定に於いて次のとおり協定する。

- 1 当該の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その有する年休の日数から5日を除いた日数(以下「残日数」という)については、その不足する日数の範囲で特別有給休暇とする。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期：4月～9月の間で3日間 後期：10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため特定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を要するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

「一斉付与方式」「交替付与方式」に関する労使協定の例は「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご確認ください ▶

年次取得促進特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位と時間単位の取得は認められていません。また、時間単位の年次有給休暇の取得については、実業家が必要と目から見ていくことはできません。

令和5年度講師連絡会議（沖縄本島地区）を開催

沖縄県労働基準協会の事業部は、去る3月22日パシフィックホテル沖縄（那覇市西）において、令和5年度講師連絡会議（沖縄本島地区）を開催しました。

島袋会長の挨拶で開会し、本年度新たに講師委嘱された講師の紹介が行われました。

会議では、玉城事業課長より令和5年度講習実施状況報告と令和6年度の講習実施計画について説明を行いました。令和5年度の講習においては、高校生対象の溶接講習の他、特に要望の多かった酸欠、特定化学物質、石綿技能講習等年間計画以外に合計13回の臨時講習が行われ、回数で188回、受講者数は7,520人で、累計の受講者数は残念ながら前年比63名減ではあったが、過去5年間で2番目に多かった旨の報告が行われた。



令和6年度の講習計画においては、「テールゲートリフター操作業務特別教育」と「化学物質管理者（取扱い事業場向け）」を新規に計画したこと。「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」について、沖縄労働局に新規登録申請を行って開催することと等の説明を行いました。また、中城モール4階に学科講習を行う専有の会場「中城講習会場」を設けたことを報告し、臨時講習の開催が容易となることから、講師の皆様にもご協力をお願いしました。

佐和田専務からは、沖縄労働局の資料をもとに県内の災害発生状況、第14次労働災害防止計画、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習、トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されたこと、新たな化学物質規制等についての説明を行い、県内の労働災害は増加傾向であること、フォークリフト及び墜落による死亡災害が発生していることは関連する講習会においては、説明、注意喚起をしていただきたい旨話がありました。また、下地業務管理部長からは、講師謝金に係るインボイスについての対応と説明を行いました。

意見交換においては、テキスト改訂時の図表集の速やかな配布や、DVD等の教育教材の充実等の要望等、受講生が更によい環境で学習出来るよう前向きな意見交換が行われました。

那覇支部通信

株式会社大生通信「無災害記録証『金賞』」受賞！ ～無災害記録9,450日を達成～

株式会社大生通信（代表取締役社長 與那國 隆）においては、平成8年2月23日から令和5年10月27日までの9,450日間、約26年間にわたり無災害記録を達成したとして、中央労働災害防止協会（会長 十倉 雅和）から令和6年3月1日付けで無災害記録証「第五種無災害記録『金賞』」が贈られ、去る3月27日当協会において佐和田専務理事から伝達授与されました。

與那國代表取締役社長からは、社内での労災を経験したことをきっかけに無災害運動に取り組むことを決意し、会社を挙げて無災害記録を目標に、まず毎月第一土曜日を報連相会議として安全の取り組みを習慣化する等の安全活動を積極的にすすめた結果、今回の受賞となった。また、『一生無事故』がモットーであり、次は無災害1万日を目標にさらに安全に取り組む旨の受賞挨拶がありました。



『金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習』 の新設について

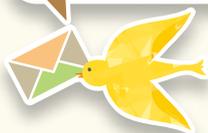
金属アーク溶接等作業において発生する「溶接ヒューム」は、発がん性が認められ、また深刻な神経機能・呼吸器系の健康障害を発生させるおそれがあることから特定化学物質に追加され、労働安全衛生法令（安衛法第14条、安衛法施行令第6条18号、特化則第27条）で「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した有資格者から「特定化学物質等作業主任者」を選任しなければならないことと規定されましたが【令和3（2021）年4月施行】、溶接ヒューム以外の特定化学物質・四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要がある等の受講者の負担を考慮し、金属アーク溶接等作業のみに従事する者に向けて、金属アーク溶接等作業に限定した「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」が新設され、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、当該講習を修了した者のうちから、「金属アーク溶接等作業主任者」を選任することができることとなりました【令和6（2024）年1月施行】。



今般、当協会においては、沖縄労働局に「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」の新規登録申請を行い、令和6年4月11日付けで登録が認められましたので（登録番号180号）、当該講習を新設しました。

なお、令和6年度の開催は、6月5日（中城村）、10月22日（石垣市）、11月28日（名護市）、12月4日（中城村）、3月4日（宮古島市）の予定としております。詳細については、当協会のホームページに掲載している講習案内文をご覧ください。

協会からの
お知らせ



● 令和6年度 通常総会

日 時：令和6年6月11日（火）16：00～

会 場：沖縄ハーバービューホテル（那覇市）

※総会後に交流会を開催します。

※会員の皆様のご出席をお待ちしております

● 令和6年度 会費納入について

令和6年度の会費納入依頼文をご送付させていただいております。

出費多端な折、誠に申し訳ございませんが、**令和6年7月31日までに**ご納付いただきますようご協力のほどお願い申し上げます。

● 令和6年度 各地区「安全管理推進大会」について

- 那覇地区 6月7日（金）アイム・ユニバースてだこホール
- 宮古地区 6月中旬開催予定
- 中部地区 6月5日（水）沖縄市産業交流センター
- 八重山地区 6月19日（水）石垣市民会館
- 北部地区 6月6日（木）北部会館



職場の皆さまへ

転倒災害 (業務中の転倒による重傷) に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害 (業務中の転倒による重傷、休業4日以上) の発生状況 (令和3年)

転倒災害発生件数の推移

年次	発生件数
H24	25,000
H25	25,000
H26	25,000
H27	25,000
H28	25,000
H29	25,000
H30	25,000
R1	25,000
R2	25,000
R3	33,672

転倒による怪我の態様

- 骨折 (約70%)
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 等

転倒災害による平均休業日数 **47日**

※ 労働者死傷届出報告による休業見込日数

性別・年齢別内訳

性別	年齢	割合
40代女性	60歳以上女性	28%
40代男性	50代女性	47%
50代女性	60歳以上男性	19%
50代男性		10%
60歳以上男性		15%

転倒したのは...

状況	割合
作業中	26%
移動中	74%

転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

主な要因

- 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
- 通路等の凹凸につまずいて転倒
- 作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒
- 設備、什器に足を引っかけて転倒
- コード等につまずいて転倒
- 凍結した通路等で滑って転倒
- こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒
- 水場 (食品加工工場等) で滑って転倒
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイトで)
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します → 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R5)

あなたの職場は大丈夫!?

いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか?

換気をせずにトイレ清掃中に洗剤を使ってフッ化水素中毒に

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に

美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ

労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています!

労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。

まずはホームページで必要の対応をチェック!

ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

化学物質管理者・保護具着用管理責任者の皆さまへ

2024(令和6)年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定まる「透過」及び「浸透しない」とのいずれの要素も含む。

Q: 皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか? →詳細は第1章第3節を確認

A: 皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質 (①)**、**皮膚吸収性有害物質 (②)** が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 74物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	--------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用の義務あり。皮膚等障害化学物質 1,064物質 今後新たに保護具着用が義務化。皮膚等障害化学物質 (リストはこれら)

①皮膚刺激性有害物質 皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らか化学物質 →**局部影響** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)

②皮膚吸収性有害物質 皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害のおそれがあることが明らか化学物質 →**全身影響** (癌腫発生、各種臓器疾患、発がんなど)

Q: 保護具の管理は誰が行うのですか? →詳細は第1章第3節を確認

A: 保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

- ① 保護具の**適正な選択**に関すること。
- ② 労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③ 保護具の**保守管理**に関すること。

Q: 保護具を使用しないとうなりますか? →詳細は第2章第1節を確認

A: 皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- 労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- 特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】 スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服でないナイロン製ジャケット**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。

手の防護については、一般的なビニル手袋ではなく、適切な化学防護手袋を使用することが重要です。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署 (R6.3)

Q: 保護具にはどのようなものがありますか? →詳細は第2章第2節を確認

A: 不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

皮膚障害等防止用保護具

皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。

- マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- 化学防護手袋は**単手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。

Q: どうやって適切な保護具を選ぶのですか? →詳細は第3章第1節を確認

A: 以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

化学防護手袋の選定フロー

- 手順1 (作業等の確認)**

作業や取扱物質について確認

 - 取扱物質が皮膚等障害化学物質か。
 - 作業内容と時間はどの程度か。
- 手順2 (化学防護手袋のスクリーニング)**

化学防護手袋の材料ごとの耐透過性データを確認し、候補を選定

 - 耐透過性能一覧表 (参考資料2) で取扱物質を確認。
 - 手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類を確認。
 - 作業パターンに適した耐透過性レベルの材料候補を選定。
- 手順3 (手袋製品の性能確認)**

化学防護手袋の説明書等で製品の具体的な性能を確認

 - 材料名、化学防護手袋をキーワードにインターネットで検索する等して参考情報を確認。
 - 説明書等で規格、材料、耐浸透性能、耐透過性能等に適合しているかを確認。ただし、耐透過性能の情報が耐透過性能一覧表のデータにより選択して差し支えない。
- 手順4 (保護具メーカーへの問い合わせ (オプション))**

保護具メーカーへ必要な製品の情報を確認

 - 必要に応じ、取扱物質、作業内容等を保護具メーカーへ連絡し、化学防護手袋の選定の助言を受ける (必須ではない)。

令和6年業種別署別労働災害発生状況 (3月末累計)

(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

沖縄労働局

年・署別・局計等 業 種	令和6年(3月末累計)						令和5年(3月末累計)						局計対令和5年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	18	18	5 (1)	4		(1) 45	15	14	1		1	31	14	45.2
食料品製造業	8	12	4 (1)	4		(1) 28	8	8	1			17	11	64.7
鉱 業						0						0	0	-
建 設 業	13	12	(1) 5	(1) 6		1 (2) 37	16 (3) 19		3		2 (3) 40	▽ 3	▽ 7.5	
土木工事業	1	3				4	2	4	1		1	8	▽ 4	▽ 50.0
建築工事業	11	7	(1) 3	(1) 6		(2) 27	10 (2) 12		2		1 (2) 25	2	8.0	
交通運輸事業	3					3	5					5	▽ 2	▽ 40.0
陸上貨物運送事業	10	4				14	8	1				9	5	55.6
港湾荷役業						0	1		1			2	▽ 2	▽ 100.0
林 業						0				1		1	▽ 1	▽ 100.0
農業、畜産・水産業		2				2					1	1	1	100.0
第三次産業 (運輸を除く)	63	43	2	4	8	120	56	31	12	7	9	115	5	4.3
商 業	16	10	1		1	28	20	8			2	30	▽ 2	▽ 6.7
小 売 業	8	10	1		1	20	6	6			1	13	7	53.8
接客娯楽業	7	9		2	1	19	6	5	5	3	2	21	▽ 2	▽ 9.5
旅館・ホテル	1	2		2		5	1	1	3	3	1	9	▽ 4	▽ 44.4
飲食店	4	7				11	3	3	1		1	8	3	37.5
保健衛生業	16	7	1		2	26	13	10	3		3	29	▽ 3	▽ 10.3
社会福祉施設	12	6	1		2	21	9	8	2		3	22	▽ 1	▽ 4.5
ビルメンテナンス業	7	3		2	1	13	6	1	1	1	1	10	3	30.0
その他の業種	17	14			3	34	11	7	3	3	1	25	9	36.0
全 産 業	(0) 107	(0) 79	(1) 12	(2) 14	(0) 9	(3) 221	(0) 101	(3) 65	(0) 17	(0) 8	(0) 13	(3) 204	17	8.3

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
 2. 被災者数の枠の左側 () は死亡者数で内数。
 3. 「▽」は減少を示す。
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜 (ビム) 除く、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況 (3月末現在)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮古	はさまれ・巻き込まれ	整地・運搬・積み込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50~99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1~9	RC造4階建てビルの外壁改修工事のため、躯体周囲において単管足場の組み立て作業を行っていた。被災者が屋上から足場の階段で階下へ移動する際、高さおよそ10mの屋上付近の昇降設備から地面へ墜落し、搬送後に死亡したものの。
3	宮古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10~29	高さ12.8mの外部足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したものの。

※労働局にて把握した死亡災害の速報によるため、労働者死傷病報告にて作成している労働災害発生状況と件数は一致しない。
 ※記載された情報は今後の調査により修正される場合があります。

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

令和6年4月1日より 化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし (専門的講習の受講を推奨)

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます



講習会のご案内 (令和 6 年 6 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています

各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元
バーコードからも
ご確認頂けます。

項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等(テキスト代込み)	
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 📠 979-9975	フォークリフト運転技能講習	6/3(月)~7(金) 🎓 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 🏠 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円	
	粉じん作業特別教育	6/4(火) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 8,980 円 非会員 12,280 円	
	金属アーク溶接等作業主任者 限定技能講習 (新規)	6/5(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	11,870 円	
	安全管理者選任時研修	6/6(木)~7(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 16,350 円 非会員 21,850 円	
	安全衛生推進者養成講習	6/13(木)~14(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	13,930 円	
	那覇支部 ☎ (098) 868-2831 📠 869-1714	フォークリフト運転技能講習	6/17(月)~21(金) 🎓 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 🏠 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
		酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	🎓 6/18(火)~19(水) 🏠 A班6/20(木)、B班21(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	17,010 円
	中部支部 ☎ (098) 937-0162 📠 937-0163	玉掛け技能講習	🎓 6/24(月)~25(火) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 🏠 A班26(水)、B班27(木)、C班28(金) 教習センター(うるま市州崎)	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
		低圧電気取扱者特別教育	6/26(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 8,870 円 非会員 11,070 円
		アーク溶接特別教育	6/27(木)~30(日) 🎓 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 🏠 美里工業高校 機械科溶接実習室(沖縄市泡瀬)	会 員 16,350 円 非会員 19,650 円
北部支部 ☎ (0980) 54-4700 📠 52-7004	フォークリフト運転技能講習	6/24(月)~28(金) 🎓 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) 🏠 ネオパークオキナワ駐車場(名護市名護)	47,150 円	
宮古支部 ☎ (0980) 73-1455 📠 73-6511	安全衛生推進者養成講習	6/18(火)~19(水) 宮古建設会館	13,930 円	
八重山支部 ☎ (0980) 88-5355 📠 88-5360	玉掛け技能講習	6/26(水)~28(金) 🎓 桝紫電舎 2F会議室 🏠 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円	

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」新設開催

金属アーク溶接等作業を行う場合においては、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を修了した者のうちから、「金属アーク溶接等作業主任者」を選任することができることとなりました。



めんそ〜れ

沖縄県
労働基準協会へ



新規加入事業場のご紹介 (3月16日~4月15日)

協会支部名	事業場名	所在地
那 覇 支 部	有限会社 サンエス	南風原町喜屋武 380-1
	比謝川ガス株式会社	読谷村字古堅 472-1
中 部 支 部	株式会社 Algalex	うるま市州崎 12-75-201
	春興業	読谷村字長浜 700-1

※次の理事会にて承認予定